

## 1. 議事日程

[令和6年第3回安芸高田市議会9月定例会第1日目]

令和6年9月6日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	所信表明
日程第4	認定第1号 令和5年度安芸高田市一般会計決算の認定について
日程第5	認定第2号 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第6	認定第3号 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
日程第7	認定第4号 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について
日程第8	認定第5号 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
日程第9	認定第6号 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について
日程第10	認定第7号 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について
日程第11	認定第8号 令和5年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について
日程第12	認定第9号 令和5年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について
日程第13	認定第10号 令和5年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について
日程第14	認定第11号 令和5年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について
日程第15	認定第12号 令和5年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について
日程第16	認定第13号 令和5年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について
日程第17	認定第14号 令和5年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について
日程第18	認定第15号 令和5年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について
日程第19	認定第16号 令和5年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第20	諮問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
日程第21	諮問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
日程第22	議案第57号 安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例
日程第23	議案第65号 訴えの提起について (安芸高田市消防救急無線デジタル化整備工事請負契約に 係る損害賠償請求訴訟)
日程第24	議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第25	議案第59号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第26	議案第60号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

- 日程第27 議案第61号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第62号 安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第63号 工事請負契約の締結について  
(安芸高田市消防本部消防救急デジタル無線中間更新工事)
- 日程第30 議案第64号 財産の取得について  
(消防ポンプ自動車購入)
- 日程第31 議案第66号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第32 議案第67号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第33 議案第68号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第34 議案第69号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第35 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第36 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙

## 2. 出席議員は次のとおりである。(16名)

1番	小 松 かすみ	2番	水 戸 真 悟
3番	南 澤 克 彦	4番	田 邊 介 三
5番	山 本 数 博	6番	新 田 和 明
7番	芦 田 宏 治	8番	山 根 温 子
9番	先 川 和 幸	10番	石 飛 慶 久
11番	山 本 優	12番	宍 戸 邦 夫
13番	秋 田 雅 朝	14番	金 行 哲 昭
15番	児 玉 史 則	16番	大 下 正 幸

## 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

## 4. 会議録署名議員

14番 金 行 哲 昭 1番 小 松 かすみ

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市 長	藤 本 悅 志	副 市 長	米 村 公 男
教 育 長	永 井 初 男	危 機 管 理 監	神 田 正 広
総 務 部 長	新 谷 洋 子	企 画 部 長	高 下 正 晴
市 民 部 長	内 藤 道 也	福 祉 保 健 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	井 上 和 志
産 業 部 長	森 岡 雅 昭	建 設 部 長	河 野 恵
消 防 部 長	吉 川 真 治	教 育 次 長	柳 川 知 昭
教 育 参 事	和 田 治 子	總 務 課 長	佐 々 木 滿 朗

財政課長	沖田伸二	政策企画課長	黒田貢一
代表監査委員	品川忠治	監査委員事務局長	竹本繁行
会計管理者	森岡和子		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	高藤誠	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主事	實村峻

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開会

○大下議長

定刻になりました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

高藤事務局長。

○高藤事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育長、代表監査委員より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありました。

第3点、市長より、3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の締結について、3件の報告がありました。

第4点、市長より、令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の不承認に伴う措置についての報告がありました。

第5点、選挙管理委員会委員長より、選挙管理委員会委員の異動について通知がありました。

第6点、監査委員より、令和6年6月分及び7月分の例月出納検査の報告がありました。

第7点、閉会中の議員派遣結果について報告いたします。

それぞれの写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

○大下議長

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○大下議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、14番金行議員及び1番 小松議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○大下議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

山本議会運営委員長。

○山本優<sup>議会運営委員長</sup>

令和6年第3回定例会の運営につきまして、去る8月6日、8月27日及び9月3日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告い

いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から9月27日までの22日間といたしました。

議事の都合により、9月7日から9月10日、9月12日から9月19日、9月21日から9月24日を休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、認定16件、諮問2件、議案13件、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙、広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙の計33件でございます。

議案審議については、市長の所信表明が行われた後、お手元の付託表のとおり、認定第1号から第16号までの16件につきましては、提案理由の説明の後、監査報告、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託、議案第66号から第69号までの4件につきましても、提案理由説明後、質疑を受け、予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

また、議案第57号及び第65号の2件は、総務文教常任委員会へ、議案第61号及び第62号の2件につきましては、産業厚生常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

そのほかの諮問第7号、第8号、議案第58号、第59号、第60号、第63号、第64号の7件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、8月27日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務文教常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、13人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に9月20日を7人、9月25日を6人といたします。

以上で、報告を終わります。

○大下議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は22日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。

よって、会期は22日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 所信表明

○大下議長 日程第3、所信表明を行います。

ここで、市長の所信表明を受けます。

藤本市長。

○藤本市長 皆さん、おはようございます。令和6年9月定例議会は、市長就任後、初めての定例会となりますので、今後の市政を運営するに当たり、所信の一端を申し述べ、各議員様をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

このたび、多くの市民の皆様の御支持をいただき、安芸高田市長に就

任いたしました。おおむね2カ月が経過いたしました。改めてその責任の重さを実感し、「対話からの前進」を基軸にした多様な意見を酌み取る寛容さで改革を実行し、市民、社会にとって良い結果を導き出せるよう、安芸高田市の未来のために全身全霊で取り組む覚悟でございます。

私自身、今回の市長選挙を通じて市民の皆様に訴えてきたことは、「対話からの前進」であります。多くの市民の方からは、「市役所や市の職員が遠い存在に感じている」という言葉をよく耳にしました。言葉を言い換えれば、市民の視点に立った市政の立て直しを進めてほしいという民意の表れだと思っております。今後、様々な検証を行いながら、良いものは継続し、課題のあるものはしっかり改めるというスタンスで取り組んでいきたいと考えております。

就任後には、安芸高田市公園及び認定こども園整備基本構想策定業務のプロポーザル手続の中止や議会広報誌の発行予算の執行保留の解除を行いました。原点回帰し、対話を通じた丁寧な説明を行いながら、前へ進めていく考えでございます。

また、損害賠償請求控訴事件の判決に対し、最高裁判所への上告及び上告受理申立てを行わないことといたしました。安芸高田市にとって、最適解を導けるよう注力いたします。

さて、御承知のとおり、安芸高田市を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの弱体化、社会インフラの老朽化、厳しい財政状況など、課題が山積みしております。こうした諸課題に正面から向き合い、幾つもの喫緊の課題を乗り越えながら、私たち一人一人のふるさとである安芸高田市を守るために、未来への道筋をつけていきたいと思っております。

そこで私は、市政に対する3つの基本姿勢の下、5つのビジョンを柱として取組を進めてまいります。

まず、市政に対する基本姿勢ですが、「まとめる」「あったか」「やりぬく」の3つの視点で取り組んでまいります。その視点について順次、述べさせていただきます。

基本姿勢の1点目は、「まとめる」です。

この4年間、市議会との関係は、過去に例を見ない「対話」のない状況が続いてきました。この閉塞感を打破し、「対話」を基本に市議会との関係改善に努めるとともに、眞の二元代表制を実現し、市民の負託に応えていくために、市民の皆様に納得いただける結論に至るまで対話を続ける覚悟でございます。

基本姿勢の2点目、「あったか」です。

誰も置き去りにしない「あったかいまち」づくりの実現のため、生涯にわたり、市民の「困った」や「しんどい」の声や思いを酌み取り、きめ細かい制度や仕組みで、住民と行政が互いに「だいじょうぶ」という気持ちでつながった町を目指します。

基本姿勢の3点目は、「やりぬく」です。

「ツケを次世代に回さない」、全ての事業の優先順位や予算配分を厳格に行い、未来に向けて健全な行財政運営を目指します。

また、今年度は第2次安芸高田市総合計画の最終年度です。総合計画は、市が取り組む「まちづくり」の最上位に位置する計画です。今後20年を見据えた基本構想と2025年度から2028年度までの基本計画を策定し、今後市が行う様々な事務事業を一つの方向性の下に計画的に推進してまいります。

さらに、総合計画を財政的視点から支援し、実効性を高めるための財政推計を作成するとともに、毎年度の予算と整合を図りながら財政推計を改定し、計画的で持続可能な財政運営を目指します。

続いて、5つのビジョンについて説明いたします。

ビジョンの1点目は、「対話による改革」です。

不安をあおる行財政改革ではなく、対話を重視し、異なる意見も酌み取る寛容さで改革を実行していきます。

現在、2022年9月に改訂した安芸高田市公共施設等総合管理計画に基づき、10年後の2034年度までに公共施設の総延床面積を37%削減し、更新費用や維持管理費用を大幅に圧縮させていくこととしています。地域や受益者の思いをしっかりと酌み取り、丁寧な説明と対話を重視しながら推進を図ってまいります。

また、職員がやりがいと誇りを大切にする職場風土を醸成し、働きやすくすることで、不安や課題を抱える市民と日々向き合い、市民の痛みに寄り添い、答えを出していける市役所をつくり上げていきます。

ビジョンの2点目は、「暮らしやすい“あったかい”まちづくり」です。

「おたがいさま」の気持ちでつながり、誰も置き去りにしない“ふるさと”安芸高田市をつくります。そのために、「まちづくり」「多様性を認め合う人権のまちづくり」「賑わいの創出」に取り組みます。

まちづくりについては、人口減少と高齢化の進行、3年間に及ぶコロナ禍の影響など社会情勢が変化する中、地域振興組織の活動は、担い手不足や負担感の増大など、課題が顕在化しています。さらに、防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど、地域の関わりが重要になる新たな課題が発生しています。市民と行政が協働する意義と目的を再確認しながら、地域の力を活かした住民自治を実現できるよう、市民と行政との協働によるまちづくりの仕組みを見直していきます。

また、地方の交通問題は深刻さを増し、自家用車以外に移動手段のない地域が増え、高齢者や子どもは1人で病院へも買物にも行けなくなっています。こうした状況に対し、買物不便地域解消のための「移動販売」や地域の公共交通の空白地帯を補完するために導入されているライドシェアの可能性を探るなど、支援策を検討してまいります。

多様性を認め合う人権のまちづくりについては、外国人だけではなく、誰もが一人の人間として、互いを尊重し理解し、互いの人権を守ろうと

する社会の実現に向けて、人権啓発・多文化共生推進に引き続き取り組みます。

また、障害の有無にかかわらず、地域の担い手として安心して暮らせる共生社会の実現に向け、支える人と支えられる人に分かれることなく、共に支え合い、個々の能力が発揮できる活力ある社会を目指します。

にぎわいの創出については、市内22の神楽団の協力の下、神楽門前湯治村での公演をはじめ、「EXPO2025大阪・関西万博」での出演に向け、関西圏において継続したプロモーションを行い、「ひろしま安芸高田神楽」の魅力発信と関係人口の拡大に繋げてまいります。

また、本市にはサンフレッヂ広島や安芸高田ワクナガハンドボールクラブの練習拠点があります。トップレベルを身近で感じができるスポーツ環境を活かし、誰もがスポーツに親しみ、関心を高める機会を創出するとともに、市民の応援機運の醸成を図ります。

さらに、これまで認定こども園の建設予定地であった旧田んぼアート公園予定地は、公園機能に特化し、近隣の道の駅三矢の里あきたかたとの相乗効果によって、地域住民はもとより、市内外からの集客によるにぎわいの創出につなげていく考えです。

ビジョンの3点目は、「すくすく子育てとまなび」です。

子どもたちは、社会の未来を担う宝であり、子どもを育てる制度と仕組みを見直して、「子育て」と「まなび」を幅広く支援します。

産科のない本市においても、安心して産前産後の期間を過ごせるよう、助産師や保健師が妊産婦の全戸訪問を行い、きめ細やかな支援を行います。

「子育て」については、みんなを思いやりながら自分たちの未来を築く力を育むために、子どもたちの共感性、内発性、創造性を伸ばす保育など、先進的な事例を参考にしながら保育支援に取り組みます。

また、災害リスクのある吉田中心部の市立3保育施設を統廃合し移転する計画については、吉田小学校区内に建設することを前提に、関係者との協議を進めています。

「まなび」については、子どもたちにより良い学習環境を提供していくため、中学校統合の議論を進め、学校教職員の働き方改革にも注力いたします。

全ての子どもの学びを保障する取組として、いじめや不登校等悩みを抱える児童生徒を支援するための体制整備をはじめ、フリースクールやオンライン教室を通じた子どもの学びの場の拡充など、学校現場とNPOやフリースクールなどの連携を図ります。

また、障害や病気の有無、国籍や人種、宗教、性別といった様々な違いや課題を超えて、全ての子どもたちが同じ環境で一緒に学ぶ「インクルーシブ教育」の支援を行います。

地域ぐるみによる子育て支援について、子どもの居場所づくりや多世代交流の拠点としての役割でもある子ども食堂の実現に向けて取り組み

ます。

ビジョンの4点目は、「ぬくもりのふくしとシニアの底力」です。

誰もが住み慣れた「安芸高田市」での暮らしを続けられるまちを目指します。

若者への未来の投資に加え、生涯現役であり続けられるまちづくりに向け、元気なシニアを応援する取組を行います。高齢者自らが健康管理や介護予防に关心を持ち、自分自身の興味・関心に基づいた生活の目標を立て、活動を行うことを支援するツールとして「シニア手帳」を作成し、社会活動やコミュニティへの参加など、まちづくりに向けた投資につなげていきます。

全ての市民の健康に欠かせない地域医療について、市内唯一の総合病院である吉田総合病院を核として、医療体制を確保いたします。

ビジョンの5点目は、「がんばる産業はまちの原動力」です。

企業誘致を促進し、商工業や農林業を支援して元気なまちを目指します。

市内商工業の振興と持続的な発展を図るため、商工会、工業会及び各種団体と連携した支援に取り組みます。

農業については、従事者の高齢化や担い手不足などの課題を抱えており、農業経営基盤強化を推進することにより、「稼げる農業」を実現し、持続可能で強靭な農業の経営体を育成していきます。

林業についても、担い手不足などが大きな課題であり、従事者の育成確保をはじめ、適切な森林整備を進めるための財源である森林環境譲与税を活用し、林業の振興を図ります。

本市は、緑豊かな自然に恵まれ、地域の自然、文化、歴史、作物などが豊富であり、その資源を活かし、農村の文化や自然に触れながら交流する「エコ・グリーンツーリズム」の取組をはじめ、既存の観光資源を活かした取組を推進してまいります。

市長選挙を通じて訴えてきた「対話」は、市の前進につながる市民ニーズを正しく把握し、市政運営のパートナーでもある市民の皆様に参画いただきためにも欠かせないものです。そのため、年代や業種のカテゴリー別の対話集会を開催するとともに、市役所内では部局横断的な取組を行いながら、新しい政策や施策を立案し、速やかに実行していく組織に変えてまいります。

結びに当たり、これから4年間、対話を重視し、未来を見据えた政策や施策を打ち出し、着実に成果を収めることに、誠心誠意、リーダーシップを發揮し全力を尽くしてまいります。

以上、私の所信の一端を申し上げました。議員の皆様並びに市民の皆様の格別なる御理解と御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げ、所信表明といたします。

○大 下 議 長

以上で、所信表明を終わります。

~~~~~○~~~~~

|       |        |                                        |
|-------|--------|----------------------------------------|
| 日程第4  | 認定第1号  | 令和5年度安芸高田市一般会計決算の認定について                |
| 日程第5  | 認定第2号  | 令和5年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について          |
| 日程第6  | 認定第3号  | 令和5年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計決算の認定について         |
| 日程第7  | 認定第4号  | 令和5年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について            |
| 日程第8  | 認定第5号  | 令和5年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計決算の認定について        |
| 日程第9  | 認定第6号  | 令和5年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計決算の認定について         |
| 日程第10 | 認定第7号  | 令和5年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第8号  | 令和5年度安芸高田市吉田財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第12 | 認定第9号  | 令和5年度安芸高田市中馬財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第13 | 認定第10号 | 令和5年度安芸高田市横田財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第14 | 認定第11号 | 令和5年度安芸高田市本郷財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第15 | 認定第12号 | 令和5年度安芸高田市北財産区特別会計決算の認定について            |
| 日程第16 | 認定第13号 | 令和5年度安芸高田市来原財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第17 | 認定第14号 | 令和5年度安芸高田市船佐財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第18 | 認定第15号 | 令和5年度安芸高田市川根財産区特別会計決算の認定について           |
| 日程第19 | 認定第16号 | 令和5年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について      |

○大 下 議 長　　日程第4、認定第1号「令和5年度安芸高田市一般会計決算の認定について」の件から日程第19、認定第16号「令和5年度安芸高田市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」の件までの16件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。

○藤 本 市 長　　認定第1号から第16号は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、令和5年度安芸高田市一般会計、各特別会計、各財産区特別会計、下水道事業会計の決算の認定を求めるものです。

○大 下 議 長

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○品川代表監査委員

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、監査委員から本16件に関する審査意見の報告を求めます。

品川代表監査委員。

令和5年度安芸高田市各会計、下水道事業決算審査並びに決算に基づく健全化判断比率等の審査を秋田監査委員と実施し、合議に達しましたので、お手元の意見書で概要を説明いたします。

最初に、各会計歳入歳出決算審査の意見でございます。

表紙から5枚目の1ページが審査の概要、2ページからは審査の結果であります。

審査に付されました各会計歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認いたし、係数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査の結果を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどして実施いたしました。

審査の結果、決算関係書類は、関係法令に準拠して適正に作成されており、その係数は正確であることを認めました。また、予算の執行はおむね適正であると認めました。

以下、前年度と比較して決算の分析をしておりますので、詳細は御覧ください。

55ページからが結びでございます。

決算の状況は、一般会計、特別会計合わせた総額では、形式収支及び実質収支はいずれも黒字でございます。単年度収支は赤字となりました。また、市債の借入残高は226億3,403万1,000円と前年度より6.1%減少し、滞納金は4億2,179万円と前年度より3.2%減少しております。普通会計の財政構造を見ると、財政力指数は0.329で前年度より0.004ポイント改善し、経常収支比率は92.1%で前年度より2.3ポイント改善しております。

意見として、人口減少や少子高齢化による財政状況に触れて意見を結んでございます。

次に、下水道事業決算審査の意見でございます。

表紙から3枚目の1ページが、審査の概要及び結果でございます。

審査に付された決算及び附属書類について、係数の正確性を検証するとともに、関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうか審査をするため、関係職員の説明を求めるとともに、総勘定元帳その他の会計帳票及び関係証書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施いたしました。

審査の結果、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、その係数は正確で、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を明瞭に示しているものと認められました。

以下、前年度と比較して分析しておりますので、詳細は御覧ください。16ページが結びでございます。

単年度の経営成績は1億1,068万5,076円の純利益となり、また、キャッシュフロー計算書で見ると、営業活動によって財務活動を行うことができております。

下水道は、市民生活と経済活動に不可欠なインフラであり、使用者の理解と協力を得ながら収支構造の改善に取り組まれることを期待いたします。

最後に、健全化判断比率等審査の意見です。

表紙から3枚目の1ページ、2ページが審査の概要及び結果でございます。

審査に付されました健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令等に準拠して作成されているかを確認いたし、係数の正確性を検証するとともに、関係職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

審査の結果、健全化判断比率及び資金不足比率はそれぞれ関係法令に準拠して適正に作成され、その係数は正確であることを認めました。また、いずれの指標も早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っておりません。今後とも財政の健全化に留意しながら、財政運営に努めていただきたいと思います。

以上、決算審査の概要とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○大 下 議 長 以上で、審査意見の報告を終わります。

これより、本16件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本16件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○大 下 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 諒問第7号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

日程第21 諒問第8号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○大 下 議 長 日程第20、諒問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」の件及び日程第21、諒問第8号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 諮問第7号は、令和6年12月31日で任期満了となる藤田美佐子さんを引き続き推薦したいとするものです。

○藤本市長 諮問第8号は、令和6年12月31日で任期満了となる石本悟さんを引き続き推薦したいとするものです。

○大下議長 人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めます。  
御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

○大下議長 お諮りいたします。

○大下議長 この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思  
いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより本件2件を個別に採決いたします。

○大下議長 諮問第7号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」  
の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。

○大下議長 よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

○大下議長 続いて、諮問第8号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」  
の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。

○大下議長 よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第57号 安芸高田市情報公開条例の一部を改正する条例

日程第23 議案第65号 訴えの提起について

(安芸高田市消防救急無線デジタル化整備工事請負  
契約に係る損害賠償請求訴訟)

○大下議長 日程第22、議案第57号「安芸高田市情報公開条例の一部を改正する條  
例」の件及び日程第23、議案第65号「訴えの提起について」(安芸高田  
市消防救急無線デジタル化整備工事請負契約に係る損害賠償請求訴訟)  
の件の2件を一括して議題といたします。

○大下議長 議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 議案第57号は、条例に定める行政文書の公開決定等の期限を変更する  
ため、所要の改正を行うものです。

○藤本市長 議案第65号は、安芸高田市消防救急無線デジタル化整備工事請負契約  
に係る損害賠償を求める訴えを提起することについて、地方自治法第96  
条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○大下議長 日程第24、議案第58号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、既存の総合整備計画の変更について、議会の議決を求めるものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、説明資料の新旧対照表を御覧ください。

本件は、令和5年第1回定例会で議決いただきました高宮町用地地区に関わる当初の計画を変更するものです。

まず、辺地の人口について、52人を50人に、次に、1の辺地の概況の辺地度点数について、算定上加点となる項目が漏れていたものを追加して、189点を199点に、最後に、3の公共的施設の整備計画の実施時期を国の補助対象になった時期に合わせて、令和5年度を令和6年度に、事業費についても、国の補助申請の際の事業費に合わせて、3,300万円を7,132万8,000円に変更しました。

次に、議案書の2ページを御覧ください。

先ほど申し上げた各変更点を反映したものを、総合整備計画書としています。

以上で終わります。

○大下議長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

秋田議員。

○秋田議員 ただいま説明をいただきましたけれども、この総合整備計画の変更ということでございますが、令和5年度に用地地域の鉄塔のことというこ

とでこの事業が始まって、私が今回お伺いしたいのは、この整備計画の工事の実施について、令和6年度の1年間とされたという点でお伺いしたいと思います。

まずその前に、この件につきましては、本当に地域の皆様の要望に応えていただきながら、執行部の方も令和5年度からいろいろな取組、国への申請等をされております。

その申請の中で、補助申請を携帯電話等エリア整備事業の補助申請ということで行っておられます、その状況について、先般もちょっとお伺いはしたんですが、まだ国のほうからの通達というか、報告がどうなっているのか、地域の方も大変心配されているので、まず、そのところの現況についてお伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 今のところ、国のほうとのいろいろな書面上の質疑応答については、8月上旬で終了しております。今は、その回答を待っている、決定が下りるのを待っているという状態で、今はまだ下りておりません。

以上です。

○大下議長 秋田議員。

○秋田議員 御答弁いただきましたように、今は決定を待っているということでございます。

私が懸念するのは、令和6年度の1年間で一応この工事をやっていくんだということなんですが、国からの通達がなかなか来ないということで、そこら辺りがずれ込むんじゃないかなという懸念がございます。地域の方は一日も早い鉄塔の設置を望んでおられますが、そこら辺りはしっかりと国との協議、どうせ結果待ちなんで、こっちからどうこうは言えないかも分かりませんが、そのところは年度内に終わるように県と努力をしていただきたいと思うんですが、もしよろしかったら、市長の見解をいただきたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 秋田議員さんの先ほどのお話ですけれども、国のほうからしっかりと下り次第、遅れることのないように手続のほうを進めて、もう本当に用地の皆さん御期待されていると思いますし、我々もその地域に行ったときには、携帯が入らないというよりかは入るほうがいいので、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

○大下議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第58号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第59号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第25、議案第59号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。

○藤本市長 本案は「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
井上福祉保健部長。

○井上福祉保健部長 議案第59号、説明資料の裏面を御覧ください。

安芸高田市国民健康保険条例第11条においては、資格の取得・喪失等、必要な届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合、また、災害など特段の事情もなく保険税を1年以上滞納している者で、被保険者証の返還を求めているにもかかわらずこれに応じない場合において、10万円以下の過料に処する罰則規定を定めております。

改正案は、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定を削除するものでございます。

附則として、本条例の施行日を令和6年12月2日とします。

経過措置としまして、施行日以前にした行為に対する罰則の適用につきましては、なお従前の例によることといたします。

また、施行日以前に発行された被保険者証であっても、有効期限が到来するまでは使用可能であることから、施行日以降に保険税を納付しない場合における被保険者証の返還は、なお従前の例によることとし、その際に返還に応じなかった場合は、改正前の罰則規定を適用することといたします。

説明は以上です。

- 大下議長 以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第59号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- ~~~~~○~~~~~
- 日程第26 議案第60号 広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 大下議長 日程第26、議案第60号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 本案は、本市が構成団体として加入する広島県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。  
御審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
井上福祉保健部長。
- 井上福祉保健部長 議案第60号、説明資料の裏面を御覧ください。  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正するものでございます。  
当該規約第4条では、後期高齢者医療制度において、広域連合が処理する事務が規定されており、そのうち、関係市町において行う事務がただし書、別表第1中に定められています。  
本年12月2日以降、被保険者証が発行されなくなることから、別表第1中の「被保険者証及び被保険者資格証明書」の文言を「資格確認書等」に変更いたします。

なお、広域連合規約の変更につきましては、地方自治法の規定に基づき、県内全ての市町の議会の議決を要する協議を経て、広島県知事の許可を得ることとなります。

説明は以上でございます。

○大下議長 以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号「広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第61号 安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第28 議案第62号 安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例

○大下議長 日程第27、議案第61号「安芸高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の件及び日程第28、議案第62号「安芸高田市浄化槽整備施設管理条例の一部を改正する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 議案第61号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第62号は、既設小型合併浄化槽移管制度を廃止するため、所要の改正を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第63号 工事請負契約の締結について

(安芸高田市消防本部消防救急デジタル無線中間更新工事)

- 大下議長 日程第25、議案第59号「工事請負契約の締結について」(安芸高田市消防本部消防救急デジタル無線中間更新工事)の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
藤本市長。

- 藤本市長 本案は、安芸高田市消防本部消防救急デジタル無線中間更新工事請負契約の締結について、「安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
吉川消防長。

- 吉川消防長 それでは、説明資料を御覧ください。  
工事名は、「安芸高田市消防本部消防救急デジタル無線中間更新工事」です。

工事場所は、安芸高田市消防本部ほか無線基地局4局です。

工事の目的は、2013年度から2014年度の2ヵ年で実施した消防救急無線デジタル化整備工事から10年を経過し、一部の機器が耐用年数を迎えるに当たり、消防救急指令業務の継続的な運用を図るため、中間更新整備を行うものです。

契約方法は事後審査型一般競争入札で、契約金額は2億2,562万1,000円です。契約相手は記載のとおりです。

更新する設備の主なものは、回線制御設備など記載のとおりです。  
消防救急デジタル無線については、消防・救急・救助活動において、災害活動を迅速・的確に行うために必要不可欠な通信網です。

工期は、2026年3月31日までです。

以上で、説明を終わります。

- 大下議長 以上で、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
秋田議員。

- 秋田議員 工事請負契約の締結ということでございます。  
契約方法は事後審査型一般競争入札ということで、応札業者のほうは

1業者というふうになっております。いろいろ理由はあるとは思うんですが、そこら辺りの説明をお願いいたしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

吉川消防長。

○吉川消防長 一般競争入札においては、広く入札公告を展開いたしますので、競争性は担保されておると思っております。その中で応札された業者は1者であったということでございます。

特に予定価格も公表されております。その点においては、競争性は担保されておると考えております。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号「工事請負契約の締結について」（安芸高田市消防本部消防救急デジタル無線中間更新工事）の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第64号 財産の取得について

(消防ポンプ自動車購入)

○大下議長 日程第30、議案第64号「財産の取得について」（消防ポンプ自動車購入）の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

本案は、消防ポンプ自動車の取得について「安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

吉川消防長。

○吉川消防長

説明資料を御覧ください。

契約の目的は消防ポンプ自動車1台の購入です。契約方法は指名競争入札、契約金額は6,182万円です。契約相手は記載のとおりです。

更新する消防ポンプ自動車は、2000年9月の登録後24年が経過しており、今般、更新計画に基づき更新整備するものです。

車両装備の特徴といたしまして、ダブルキャブオーバー型3トン級4輪駆動で、現在運用しております車両より一回り小型化し、圧縮空気泡消火装置を搭載、水槽容量600リットルで、消火効率を上げるシステムとして機動性と消火効率を重視した仕様となっております。

納入期限は2026年3月31日です。

以上で、要点の説明を終わります。

○大下議長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

金行議員。

○金行議員

1点お聞きします。

概要説明で24年経過していますということですが、これは20年以上経過しているということで、15年とか20年とか25年という、この耐用の規定というのはございますか。1点お聞きします。

答弁を求めます。

吉川消防長。

○吉川消防長

更新計画を作成しております、消防車については15年から20年で更新する計画を立てておりますが、このたび、24年で更新ということになっております。

以上です。

○大下議長

答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号「財産の取得について」(消防ポンプ自動車購入)の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第66号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）

日程第32 議案第67号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第33 議案第68号 令和6年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第34 議案第69号 令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）

○大下議長 日程第31、議案第66号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第6号）」の件から日程第34、議案第69号「令和6年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの4件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 議案第66号は、人事異動に伴う人件費の減額や7月の大震災に係る災害復旧費等を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するほか、繰越明許費、債務負担行為等を補正するものです。

議案第67号は、人事異動に伴う人件費の減額等を既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ減額するものです。

議案第68号は、令和5年度交付金の精算に伴う返還金等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

議案第69号は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について営業外収益を増額し、支出について営業費用を増額、営業外費用を減額するものです。

また、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の、収入及び支出について、それぞれ減額するものです。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○大下議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑があれば、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案4件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第35 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

○大 下 議 長 日程第35「芸北広域環境施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

芸北広域環境施設組合議会議員に山根議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました山根議員を、芸北広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。

よって、山根議員が芸北広域環境施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、芸北広域環境施設組合議会議員に当選されました山根議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第36 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙

○大 下 議 長 日程第36「広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

広島県水道広域連合企業団議会議員に新田議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました新田議員を、広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長

異議なしと認めます。

よって、新田議員が広島県水道広域連合企業団議会議員に当選されました。

ただいま、広島県水道広域連合企業団議会議員に当選されました新田議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、9月11日午前10時に再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時21分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員